

【指定・任意仮設の区別】

指定・任意については、佐賀県建設工事請負契約約款第1条第3項にあるとおり、適切に定める必要があり、任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行い、その仮設、施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としません。

【佐賀県建設工事請負契約約款第1条第3項 抜粋】

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

【指定仮設の場合】・・・施工方法について具体的に指定する
 数量総括表・・・仮設項目に「指定」と明示し、数量契約する。
 図面・・・仮設図面は「設計図書」とする。
 特記仕様書・・・仮設の規模、使用材料、規格、数量を指定する。

明示・・・はっきり示すこと
 指定・・・特にそれとさして決めること

【任意仮設の場合】・・・施工方法について具体的に指定しない
 数量総括表・・・仮設数量は「一式」とし、一式契約とする。
 図面・・・仮設図面は「参考図」と明示する。
 特記仕様書・・・請負者に任意であることを伝達する意味から、下記を記載する。

・任意仮設の工法は、「参考図」を参考とし、請負者の創意・工夫 1により施工すること。
 また、施工にあたっては、施工計画書に工法、数量を明示し、監督員へ提出すること。
 なお、任意仮設のため、仮設工法の変更に伴う数量変更や工期変更は行わない。

【契約後の任意仮設工法の確認方法】

【発注者】	【請負者】
1 適切な工法選定	契約
	2 創意・工夫 1により仮設工法を検討
	3 施工計画書に工法、数量を明示し、監督員へ提出
4 施工計画書を受理 (設計変更しない)	
5 請負者が提出した仮設工法の数量を 基に、当初設計の仮設工法が最も優位 な工法であることを再整理 (会検対応として)	6 施工 施工承認

1 創意・工夫：本通知で記載の創意・工夫は、佐賀県土木工事成績評定要領における創意工夫ではありません。